

「記入例1」

退職等により、普通徴収（従業員自身が納付）へ切り替える場合

◎例1…年税額84,400円の人が当年9月30日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

年税額(ア)84,400円

既に納入済みの額 今回納入する額

未徴収税額(ウ)56,000円＝普通徴収へ切り替える額

…徴収済額(イ)28,400円…

※ 年度分 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書 ※には該当する年を御記入ください

年度分	年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
三島 市町村長 務 (特別徴収者) 令和 9年 9月 20日 提出	所在地 〒 411-8666 三島市北田町4番47号	特別徴収者氏名 指定番号 1234567	フリガナ シミンゼイショウジ	宛名番号
氏名 東 民 税 太 郎	氏名又は名称 株式会社 市民税商事	所属 総務課経理係	氏名 住 民 税 美	氏名 住 民 税 美
生年月日 昭和56年 7月 8日	個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4	担当 氏名 住 民 税 美	電話 055-983-2626	内線 ()
受給者番号 987654321	特別徴収税額 (年税額) 84,400 円	異 動 異 動 の 事 由	異 動 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
1月1日現在の住所 〒411-0853 三島市大社町1番10号	6 月分まで 10 月分まで	※ 年 1 月 1 日 退職	3 1. 特別徴収継続 (本人納付)	
異動後の住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号	9 月分まで 5 月分まで	9 月 30 日	2. 一括徴収 (本人納付)	
			3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合
特別徴収継続者指定番号 (新規) 法人番号 又は個人番号 所 属 氏 名 電 話 内線 ()

※新規に三島市からの通知を受け取る事業所で、電子での受取を希望される場合は、市ホームページにて公開している「特別徴収税額通知受取方法等変更届出書」を別途提出してください。
※電子での受取を希望できる事業所は、eLIXを經由して給与支払報告書を提出した事業所に限ります。

2. 一括徴収の場合
理由 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合
理由 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため
※異動の事由で6を選択した場合の理由記載
A: 受給者総員数が2名以下
B: 他の事業所で特別徴収されることになっている乙種該当者
C: 給与支払い報告書記載の支払い金額が965,000円以下
D: 給与からの毎月1日引きが不可可能
E: 普通徴収を希望する事業専従者

「年度当初に従業員の異動が生じた場合」

年度当初に届いた「特別徴収税額の決定通知書」に、既に退職している等、特別徴収できない(※)従業員の名前の記載がある場合や、給与支払報告書作成後に従業員が異動(退職・転勤等)した場合もこちらの異動届の提出が必要です。税額記入欄は斜線を引いていただき、速やかに提出をお願いします。

(注)提出の際は、指定番号と整理番号を必ず御記入ください。こちらは税額通知書に記載されている番号になりますので御確認をお願いします。

※「特別徴収ができない」とは…

異動届に記載のある事由に当てはまる場合、普通徴収への切替えが行えます。「異動の事由」1～5以外の事由により切替えを行う場合、「6. その他」の欄に(※)記載の記号A～Eを選択し、必ず記入してください。また、記載いただいた内容について、当市から電話確認等させていただきます。

※「6. その他」の異動事由については12ページを御確認ください。

●普通徴収に切り替わると…

普通徴収の納期は年4回(6月、8月、10月、翌年1月の末日)です。この納期のうち、未到来の納期で未徴収税額を分割して納めます。記入例の場合、従業員本人に通知を送送するのが10月15日頃となるため、未徴収税額56,000円を10月と1月の2回に分けて納入いただくこととなります。

●異動届の早期提出のお願い…

毎月末日の締切日までに提出いただいた異動届をもとに、15日頃に変更の通知を送送します。締切日を過ぎると、通知をするのが、届出があった日の翌々月となるため、早期提出に御協力ください。